

平成27年4月28日

「リスク・フリー・レートに関する勉強会」運営要領

1. 背景

金融安定理事会は、TIBORを含む主要な金利指標についてレビューを行うとともに、金利指標を頑健なものとし、市場参加者の適切な利用を実現するための計画を策定するようG20から要請されたことを受け、2014年7月22日に「主要な金利指標の改革」と題する報告書を公表した。同報告書は、TIBOR等の既存の金利指標を強化するとともに、銀行のクレジット・リスク等を反映しないリスク・フリー・レートを特定すべきとしており、このうち後者に関しては、デリバティブ取引等の金融取引について、より強固な市場の基礎の上に構築されたリスク・フリー・レートを参照することが適切との観点から、金融業界に対し、IOSCO原則を満たすリスク・フリー・レートを特定することを求めている。

2. 目的

円金利の「リスク・フリー・レート」を特定することを目的として、以下の観点等から検討を行う。

- イ. リスク・フリー・レートの特定および運営機関に関する検討
- ロ. リスク・フリー・レートにかかる、想定される利用のあり方を踏まえた市場慣行・契約慣行等の整備に関する検討

3. 構成・運営

- (1) 勉強会は、リスク・フリー・レートの主要な利用者となりうる金融機関等をもって構成する。
- (2) 勉強会には、議長および副議長を置く。議長および副議長は勉強会メンバーの互選により選出する。
- (3) 勉強会には、金融庁および日本銀行がオブザーバーとして参加する。

- (4) 議長は、必要に応じ関係者を勉強会に参加させることができる。
- (5) 勉強会の事務局は、日本銀行金融市場局市場企画課が務める。
- (6) 事務局は、議事次第の作成およびメンバーへの周知、会場の提供、議事要旨の作成等の庶務を処理する。

4. 召集

勉強会は議長が召集する。

5. 公開

- (1) 勉強会は非公開とする。勉強会の議論の概要等は、議事要旨を作成し、勉強会メンバーが確認のうえ公表する。
- (2) 勉強会において取りまとめられた報告等については、その取りまとめ後速やかに公表する。

6. その他

勉強会の運営に必要な事項で本要領に定めのない事項は、議長がこれを決定する。

以 上